

# 労働基準広報 2015 No.1850

## 4/11

### CONTENTS

## 特集 有期雇用労働者等に関する特別措置法の内容—— 6 年収1075万円以上の高度専門職等について無期転換ルールの特例を設ける

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法が、今年4月1日に施行された。同法は、①5年を超えるプロジェクトに従事する専門的知識等を有する有期雇用労働者、②定年（60歳以上のものに限る。）に達した後、引き続きその事業主又は特殊関係事業主に雇用される有期雇用労働者——について、無期転換ルールにおける通算契約期間の特例を設けるもの。①の特例対象者については、通常の無期転換ルールにおける「5年」という期間が「プロジェクトの期間（上限10年）」となり、②については、定年後引き続き雇用される期間は無期転換申込権が発生しない——という特例が適用される。

（厚生労働省労働基準局労働条件政策課）

#### ●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>⑩ — 23

### 介護と仕事の両立支援 多様な制度の組み合わせを可能に ～大成建設株式会社～

大成建設株式会社では、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの取組みから介護支援に発展した制度で、介護休業180日及び失効した年休を積立てるリバイバル休暇80日を半日単位で取得可能としている。また、これらの休暇は、勤務時間短縮措置や勤務時間の繰上げ下げとの併用で多様な利用形態を選択できる。

#### ●解釈例規物語⑥ — 32

第37条関係

### 定額残業手当の適法性について —その1—

（中川恒彦）

#### ●NEWS — 1

（技能実習制度の仕組み整備する新法案を上程）受入企業は届出制、監理団体は許可制に／（26年・中労委事務局調べ）WLBの取組みで出退勤管理徹底した企業が4割／（厚労省・短時間労働者対策基本方針）希望者には通常労働者への転換の取組を一層推進／（26年10月現在の家内労働者数）前年同期と比べ4300人減少して11万3000人に／ほか

#### ●労務資料/平成26年賃金構造基本統計調査結果③ — 42

### 短時間労働者は男女とも過去最高額 ～短時間労働者の賃金等～ （厚生労働省調べ）

●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫）— 40 ●わたしの監督雑感 兵庫・相生労働基準監督署長 妹尾裕治 — 54 ●労務相談室だより — 56

### 労務相談室

#### 回答者

高年齢者〔雇用義務年齢に達した元社員と業務委託契約〕注意すべき点は	48	弁護士・山口毅
社会保険〔法人の代表者が業務上負傷〕治療費どうする	50	特定社労士・大槻智之
配置転換〔体臭きつい男性事務職〕住所地の調査と配置転換できるか	52	弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内